

# みんなの力で不法投棄を防止しよう！

不法投棄は犯罪であり、罰則が科せられます。

シリーズ地球温暖化対策の第4弾は、「不法投棄の防止」についてです。

不法投棄を撲滅し、豊かな自然環境を未来へ残すには、市民の皆さんの協力がが必要です。みんなの力で不法投棄を防止しましょう。



山間部の道路沿いに不法投棄された家電製品等

## 表① 【不法投棄をすれば罰則が科せられることがあります】

- ◎個人  
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金
- ◎法人  
1億円以下の罰金

## 表② 【不法投棄を防止するためには】

- ①まわりの人に不法投棄は犯罪であり、罰則が科せられることを広める。
- ②自分勝手にものを棄てないで、分別してから処理すること。
- ③ものを買う際は、処理のことまで考えて買うこと。
- ④土地の所有者や管理者等の皆さんは、不法投棄されない環境整備に努めること。
- ⑤自ら買ったものはできる限り長く、大切に使用すること。



依然として、後を絶たない不法投棄。一部の心ない人が行った行為により、その土地の所有者以外にその光景を見た人の心はもちろん、私たちが住んでいる地球も傷つけてしまっています。

不法投棄されたほとんどのもものが、将来にわたって原型をとどめたまま残るものばかりです。その結果、私たちは次代を担う子どもたちに、地球温暖化のほかに不法投棄という環境問題を残すことになるのです。

市では、今の環境よりも豊かな環境を未来に残すため、監視カメラの設置や巡視パトロールの実施、立看板の設置など不法投棄の防止に向けた活動を警察や県等と連携を図りながら進めています。残念ながら、不法投棄の件数は減少したとは言えません。

市民の皆さん、不法投棄は犯罪であり、表①のとおり罰則が科せられます。決して、自分一人ぐらいは大丈夫だろうと思わないようにしてください。私たちが

暮らせる場所は地球だけです。ましてや、その環境を傷つける権利は誰にもありません。

もし、不法投棄をしている人や不法投棄物を発見した際は、通報をお願いします。表②を参考に、みんなの力で不法投棄を撲滅し、住みよい環境づくりのためにご協力をお願いします。

### 【問い合わせ】

市生活環境課  
☎0994-31-1115